



2024年2月29日

各 位

会社名 株式会社 エフ・コード
代表者名 代表取締役社長 工藤 勉
(コード番号：9211 東証グロース)
問合せ先 取締役経営管理本部長 山崎 晋一
(TEL. 03-6272-8991)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月29日開催の取締役会において、2024年3月28日開催予定の第18期定時株主総会での承認可決されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議するとともに、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員会を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監査・監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンス体制の一層の強化及び企業価値の向上を図ります。

(2) 移行の時期

2024年3月28日開催予定の第18期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行に係る所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年3月28日(木)(予定)
定款変更の効力発生日	2024年3月28日(木)(予定)

別紙（定款変更の内容）

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第5条 （機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 （取締役の員数） 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第21条 （取締役の選任） 1. 取締役は、当社の株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成により選任する。 2. （条文省略）</p> <p>第22条 （取締役の任期） 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>2. <u>前項の定めにかかわらず、任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第5条 （機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 （取締役の員数） <u>1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。</u> <u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>第21条 （取締役の選任） 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>当社の株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成により選任する。 2. （現行どおり）</p> <p>第22条 （取締役の任期） 1. <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>第1項の定めにかかわらず、任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>第2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対し発送する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第28条 (取締役会議事録) 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して出席取締役及び出席監査役がこれに記名捺印又は署名若しくは電子署名し、当会社の本店に10年間備え置く。</p> <p>第29条 (代表取締役及び役付取締役) 1. 取締役会は、取締役の中から2名以内の代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第30条 (取締役の報酬) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第31条～第32条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第33条 <u>(監査役の数)</u> <u>当会社の監査役は3名以内とする。</u></p> <p>第34条 <u>(監査役の選任)</u> <u>監査役は、当会社の株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成により選任する。</u></p>	<p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対し発送する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第28条 (取締役会議事録) 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して出席取締役がこれに記名捺印又は署名若しくは電子署名し、当会社の本店に10年間備え置く。</p> <p>第29条 (代表取締役及び役付取締役) 1. 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から2名以内の代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第30条 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第31条 (取締役の報酬) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u> (削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第35条 (監査役の任期)</u></p> <p>1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の定めにかかわらず、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第36条 (常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第37条 (監査役会の招集通知)</p> <p>1. <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第38条 (監査役会の決議方法) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第39条 (監査役会の議事録) <u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して、法令の定めるところにより備え置く。</u></p> <p>第40条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>第34条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第35条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発送する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第36条 (監査等委員会の決議方法) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第41条 <u>（監査役会の報酬等）</u> <u>1. 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</u> <u>2. 監査役の報酬等は、取締役の報酬等と区分して定めるものとする。</u></p> <p>第42条 <u>（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第45条 <u>（条文省略）</u></p> <p>第46条 <u>（会計監査人の報酬等）</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第47条～第50条 <u>（条文省略）</u></p> <p>第51条 <u>（期末配当金等の除斥機関）</u> <u>（条文省略）</u></p> <p>附則 <u>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>第37条 <u>（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 <u>（現行どおり）</u></p> <p>第41条 <u>（会計監査人の報酬等）</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第42条～第45条 <u>（現行どおり）</u></p> <p>第46条 <u>（期末配当金等の除斥期間）</u> <u>（現行どおり）</u></p> <p>附則 <u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第18期定時株主総会終結前の行為に関する任務を行ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 第18期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p>